

令和2年第1回大分県議会定例会

予算特別委員会会議記録（第7号）

1 委員会を開催した年月日、時刻及び場所

令和2年3月25日

午前10時01分から

午後10時03分まで

本会議場において

2 出席した委員の氏名

委員長	土居 昌弘
副委員長	三浦 正臣

志村 学	井上 伸史
清田 哲也	今吉 次郎
阿部 長夫	太田 正美
後藤慎太郎	衛藤 博昭
森 誠一	大友 栄二
井上 明夫	鴛海 豊
木付 親次	古手川正治
嶋 幸一	濱田 洋
元吉 俊博	御手洗吉生
阿部 英仁	成迫 健児
浦野 英樹	木田 昇
羽野 武男	二ノ宮健治
守永 信幸	藤田 正道
原田 孝司	小嶋 秀行
馬場 林	尾島 保彦
玉田 輝義	平岩 純子
吉村 哲彦	戸高 賢史
河野 成司	猿渡 久子
堤 栄三	荒金 信生
末宗 秀雄	

3 欠席した委員の氏名

高橋 肇

4 出席した委員外議員の氏名

なし

5 出席した県側関係者

総務部長 和田 雅晴

総務部参事監兼財政課長 佐藤 章

6 付託事件

第1号議案から第15号議案まで

7 会議に付した事件の件名

- ① 付託された事件の採決
- ② 委員長報告の作成

8 議事の経過

→…←

土居委員長 皆さまおはようございます。
ただいまから本日の委員会を開きます。

付託された事件の採決

土居委員長 本日は、これまでの審査結果に基づき、採決を行います。

分科会の審査結果は、お手元に配付の主査報告のとおりです。

分科会主査報告

総務企画分科会

第1号議案中関係部分

可決すべきもの

第2号議案

可決すべきもの

第12号議案

可決すべきもの

福祉保健生活環境分科会

第1号議案中関係部分

可決すべきもの

第3号議案

可決すべきもの

第4号議案

可決すべきもの

第13号議案

可決すべきもの

商工観光労働企業分科会

第1号議案中関係部分

可決すべきもの

第5号議案

可決すべきもの

第6号議案

可決すべきもの

第14号議案

可決すべきもの

第15号議案

可決すべきもの

農林水産分科会

第1号議案中関係部分

可決すべきもの

第7号議案

可決すべきもの

第8号議案

可決すべきもの

第9号議案

可決すべきもの

土木建築分科会

第1号議案中関係部分

可決すべきもの

第10号議案

可決すべきもの

第11号議案

可決すべきもの

文教警察分科会

第1号議案中関係部分

可決すべきもの

—————→…←—————

土居委員長 この際、付託を受けた予算議案を一括議題とし、これより採決に入ります。

まず、第2号議案から第5号議案まで、第7号議案から第9号議案まで及び第12号議案から第14号議案までを一括して採決します。

各案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

土居委員長 御異議なしと認めます。

よって、各案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第1号議案、第6号議案、第10号議案、第11号議案及び第15号議案について、起立により採決します。

各案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

土居委員長 起立多数であります。

よって、各案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

—————→…←—————

委員長報告の作成

土居委員長 お諮りします。

委員長報告の作成については私に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

土居委員長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

—————→…←—————

土居委員長 以上で本委員会に付託された議案は全て審査を終了しました。

審査にあたり、御協力を賜り、かつまた、御熱心に審査いただき、誠にありがとうございました。

—————→…←—————

土居委員長 これをもって予算特別委員会を閉会します。お疲れさまでした。